

非行少年更生への取組

～家裁現場から見た少年法「改正」論議

松崎 一郎

1. はじめに

最近、話を聞いていると、「少年法は甘くて、少年が何をやっても許されるから、無茶苦茶なことをするのだ」「少年は成人になる前にやりたい放題やっておこうという考えでいる」「少年であつても悪いことをしたら罰せられるのが当然だ」などという声が非常に多い。

しかし「待てよ」と思う。現行少年法の下で、少年は何をやっても許されている訳ではないし、現場でも様々な取組がおこなわれている。

なぜこのような、敢えて言ってしまうと「誤解」が広まっているのだろうか。それは、現実の少年非行の取り扱いについて、正確な知識が広く知られていないせいであろう。その責任は、少年法の現場にいる我々が、少年事件が秘密に取り扱われ、非公開であることを理由として、これまで社会にほとんど発信してこなかったことにも大いにあると感じ、反省している。

そこで、本稿では、現在の少年法の現場の実情を説明し、現場での取組について記述することで、現行の少年事件の取り扱いや現行の少年法制度について、少しでも多くの方に知っていただくことを目指したいと思う。

現在、少年法「改正」の動きが大きく早いものとなっているが、少年法「改正」は決して一部の法律家だけで議論して決めるべき性質の問題ではない。広く教育関係者、保護者、さらには少年（昔少年だった人々や現在の少年たち）の意見をも十分に踏まえる必要がある。つまり国民全体で議論すべきであると思う。そうした議論の前提としては、現在の少年法とその現場

がどのようなになっているかについて、全員が共通認識をもっていなければならない。本稿が、そうした共通認識のための、一助となれば幸いである。

2. 現行少年法の構造(家庭裁判所と家庭裁判所調査官の役割)

現行少年法の下で、非行を犯した少年はどう扱われるかを最初に説明する。そのためには、成人と少年（14歳以上20歳未満の未成年者）で犯罪をした時の取り扱いがどう違うのかを対比させた方が、少年事件の特徴がわかりやすいと思う。

(1) 成人が犯罪を犯した場合の取り扱い

成人が犯罪をすると、やったことの大小に応じて、それに見合った刑罰を受けさせることになっている。したがって、軽い罪の場合や被害弁償をして示談になっているような場合には、不起訴や起訴猶予になって特に罰を受けないこともある。検察官が起訴した場合には、地裁で刑事裁判が開始され、それは公開の法廷で行われる。その概略は、ドラマの裁判シーンを思い浮かべていただきたい。前に裁判官がいて、向き合って被告人が座っている。左手に検察官、右手に弁護士がいる。後ろには傍聴席が設けられていて誰でも入って見たり聞いたりできる。

法廷で、検察官の側は、被告人がその犯罪を犯したことを証拠をあげて立証し、その犯罪についてはどの程度の刑罰が相当であると求刑をする。一方弁護士の側は、被告人が無実だとい

特集・頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

うことで争うなら、被告人が犯罪をおこなった証拠がないことを立証するし、やったことを認める場合には、情状などを主張して軽い刑にするよう求めることになる。そして最終的に裁判官が判決の言い渡しをして裁判は終了する。裁判の結果、有罪となり懲役や禁固や罰金などの判決を受ければ（たとえ執行猶予で実際には刑務所に入らなくても）、その被告人には前科がつくことになる。

(2) 少年非行の取り扱い（下図参照）

少年が犯罪をした場合には、まず捜査機関が捜査をとげて、全件を家庭裁判所に送致することになっている。少年は、未熟であるがゆえに、失敗や間違いをすることもあるということを前提とした上で、何故そのようなことをしたのか、その背景となる少年や環境等の問題を科学的な調査によって明らかにして、今後どこをどのように改善していけば良いのかを判断し、最もふさわしい処遇を選択するための専門機関として家庭裁判所が設置されているからである。そしてそのように少年を成人と違う手続きに乗せる理由としては、成長・発達途中にある少年は、成人よりも教育によって変わり得る度合いが高いことがあげられる。長い将来のある少年を、早いうちに失敗があったからといって、すぐに前科者にするのではなく、教育し更生させて社

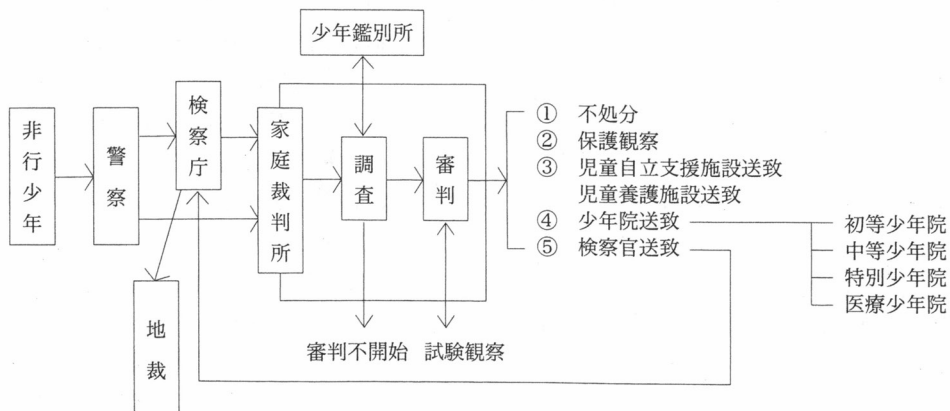
会に戻す方が良いと考えられるのである。言い換えると、道を踏み外しそうな少年に声をかけて正しい道に引き戻し、その後正しい道を歩いてもらうこと（今後犯罪を犯さないような人になり、一人前の社会人になってもらうこと）が、本人だけでなく周囲や社会全体のためにも望ましいというのが、少年法の基本的な考え方である。

家庭裁判所に送られた少年は、家庭裁判所調査官によって、その性格・行動傾向・交友関係・日常生活の様子・家庭環境などが調査される。そして少年が、どうして非行を犯したのか、今後しないようになるには、どこをどのように改善すればいいのか、そのためにはどのような処遇がふさわしいのかという意見をつけた調査票にまとめられ裁判官に提出される。裁判官は、捜査機関から送致された記録と調査票を読み、少年の処分を決める。（少年が鑑別所に収容されて審判を受ける場合には鑑別結果も大いに参考にされる。）

家庭裁判所の処分としてどのようなものがあるかというと、①保護観察、②児童自立支援施設送致（従来の教護院）送致、または児童養護施設（従来の養護施設）送致、③少年院送致の3つの保護処分がある。

保護観察というのは、家に帰し、それまでどおり学校に通ったり仕事に行ったりしてもらうが、月に何回か保護司（または保護観察官）の

図・少年事件処理の流れ



ところに通って、生活の報告をし、指導を受けもらう処分である。

施設送致の場合には、家に帰らずに、それぞれの施設に送って、そこで生活をさせ、必要な教育を行うことになる。

保護処分に付することができないか保護処分に付する必要がある場合には不処分や審判不開始となる。不処分とか審判不開始という言葉の印象から、成人の無罪や不起訴のようなものだと思う人が多いが、多くは家裁で注意や指導(保護の措置)を加えた結果、保護処分に付きなくても良いと判断されたものだという事に注意していただきたい。(そういう意味では、よく新聞報道などで見る、「不処分は成人の無罪にあたる」という表現は正確ではない。非行なしを理由とする不処分は成人の無罪にあたるが、保護的措置を理由とする不処分は成人の無罪ではない。有罪ではあるが、家庭裁判所で教育を加えたので、今回は保護処分に付きなかったという意味である。)

なお、少年事件に特有の制度として、こうした最終処分を保留して、調査官の試験観察に付してしばらく様子を見ることがある。(在宅のまま試験観察に付される場合と、民間の篤志家などに補導を委託して試験観察に付される場合がある。)その間の少年の生活状況や態度が良く、改善が見られるようなら最終的に不処分で終了するし、逆に生活態度が悪く再非行があれば少年院送致になることもある。そういった心理的な規制を加えつつ、少年に自覚をもって生活してもらおうとする訳である。

特に、補導委託の場合には、委託先で少年を受け入れて、家族と同じ生活をさせることになるので、それまで家族に恵まれなかった少年にとっては、驚きと感動の体験をすることになる。受託者は、少年と寝食を共にして、全人格をかけて少年と向き合ってくれ、場合によっては実の子ども以上に少年を心配し、そばについてくれる。そういう環境の中で、少年は精神的

にも物質的にも大いに蓄えをして、将来の自立への準備を整えるのである。

在宅の試験観察の中でも、様々な試みや工夫がおこなわれている。そのすべてを紹介することはできないが、例えば学力が劣っていて学校に不適應を起こしている少年には、学生ボランティアを頼んで家庭教師をしてもらい、学校で授業に参加できるようになってもらって、少年の自信を回復させる試みがおこなわれている。また、少年が希望すれば乳児院や老人ホームにボランティアに行かせ、人との触れ合いの体験や自分が必要とされ感謝される体験を積みせることで、それまで「どうせ俺はおちこぼれだ」と悪かった少年の自己イメージを「自分も人の役にたてる」という肯定的なものに変化させる、といった試みが行われ相当の効果をあげている。実際に、暴走族に入っていた(初めは険しい目付きをしていた)少年が、老人ホームのボランティアを終えて優しい目をして帰ってきたのを見た時は、驚きと同時に非常な感動を覚えた。このように少年が良い方向に変化して不処分で終わって手を振って去っていくのを見ることは、試験観察担当調査官として一番の喜びである。

以上のように、少年事件と成人事件の一番大きな違いは、少年事件では処分が、事件の大小に応じてではなく、非行の背景にある少年の問題性(これを要保護性という)に応じて決まることである。成人と違って、やったことに対する刑罰ではなく、少年を教育し立ち直らせるための処分なので、事件が大きくても、少年の要保護性が小さく今後再犯の可能性が小さければ、不処分で終了することもあるし、事件は小さくても、少年の要保護性が大きく再犯可能性が大きければ少年院に収容することもありうる。こうした良い意味での柔軟性・融通無碍な対応が少年法の本質と言えるだろう。

3. 少年事件の実際の流れ

では、具体的に、少年が非行を犯した場合に

特集・頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

はどう取り扱われるか、みてみよう。(もちろんこれは、現実のケースではなく、架空の事例である。)例えば、お宅のお子さんが、原付のバイクを盗んで無免許で乗り回したとしよう。なんだかふらついたバイクにキョロキョロした少年が乗っていたので、警察官が停止を求め、免許を見せるように言った。そこで、無免許運転が発覚し、さらに警察官に「このバイクは誰のものか」と尋ねられて「団地の駐輪場にとめてあったのを盗んできた」と答えた。バイクについて照会すると、数日前に被害届が出ていることがわかる。少年は警察署に連れて行かれ調書を取られる。警察はさらに必要な捜査をおこない、被害日時・場所などを確認し、少年の供述と一致していたので、少年を窃盗と道路交通法違反の疑いで、検察庁に送る。(この事件では、少年を家に帰して、書類のみを送ったが、逮捕されて身柄と書類を一緒に送られる事件もある。)書類はさらに検察庁から家庭裁判所に送られる。家裁では裁判官の調査命令が発せられて、担当調査官が決まる。調査官は、少年と保護者を呼び出して面接をする。

調査面接では、手続きの説明の後、まず非行事実が間違いないかを確認する。非行事実が間違いないと少年が認めれば、すでに述べたように、なぜ少年がその非行をおこなったのか、少年・家庭・学校・職場・地域・交友関係などの問題をさぐる調査をおこなうことになる。もちろん、ただ問題点を聞くだけでなく、少年や保護者と一緒に、今後どうしたら良いかについて考え、話し合うこともする。

調査の中では、当然のように、少年に今後二度と非行をおこなわないように注意をする訳だが、簡単そうदैてこれはなかなか難しい。

少年が、その行為を、いいことか悪いことが知らないでやったのなら、知識を教えることが必要である。しかし「人の物を盗むのは悪いことだからやってはいけない。」と教えて、「今まで知りませんでした。教えてもらったのでこれ

からはしません。」という話になったことは、今まで一度もない。「悪いことは知っていたけれども、欲しかったからやってしまった。欲望に負けてしまった。」という少年がすべてと言ってよい。そういう少年に対して、いくら盗みが悪いことだと教えても、「それは、前から知っていました。」で終わってしまう。そこで、「なぜ知っていたのにやってしまったのか」「どこに問題があったのか」、「これから繰り返さないようにするにはどうすればよいのか」を深く考えさせ、「なぜしてはいけないのか」を本当に心の底から理解させることが重要になる。

したがって少年が「悪いことをしました。反省しました。二度としません。」と言ったからといって、「じゃあ、そうしなさい。」とすぐに終わることはない。「ここに来た子で、そう言わなかった人はいない。問題は、ここで口で言うことではない。本当に自覚して決心を固め、これから社会で実践できるかどうかだ。」ということでは話が続く。

「君がアルバイトで金を貯めて買ったバイクが、誰かに盗まれたらどういう気持ちになるか」「約束の時間までに行こうと思って、家を出たらバイクがなかったら、どういう不便や困ることがあるか」「もし今日、国会で法律を変えて、盗みをしても良いことにしたら、世の中はどうか想像してみよう」などと問いかけて少年に考えさせ答えさせる。少年はそれぞれ「盗まれたら嫌な気持ちになるし、腹がたつ。」「バイクがないと遅刻してしまったり、他の交通機関を利用せざるを得ず、余計な出費がかかる。」「盗み公認の世の中はとんでもない世の中であり、住みたくない。」などと答える。

また、無免許運転がなぜいけないかについても同様に問いかけていく。少年は「事故が起きやすいから」などと答える。「そう。車やバイクは便利だけれど、事故は恐ろしい。誰も事故を起こしたいとは思っていないけれど、毎日事故が起こって、年間1万人以上の人死んでいる。

そこへ、運転技術や交通法規の知識のない無免許の人が乗り出せば、もっと事故が増える。しかも、無免許の人は、捕まったらヤバイなどとビクビクしているから、気持ちの問題でも運転に集中できず事故を起こしやすい。」「ところで事故が起こって、君が転んで怪我をしても、自業自得だが、他人を怪我させたらどうするのか。その人が植物人間になったら、あるいは亡くなったら、どういう責任がとれるのか。」「君の家族が、もしバイクにはねられて死んだら、どう感じる。しかも運転していたのが、本来は乗ってはいけないう無免許運転の人だったら、どう思うだろうね。」このように、話が續いていく。

そして話は、非行の背後の少年の抱える問題にも及ぶ。もし少年が、親との関係が悪くて悩んでいるとか、学校に行けないでいるとか、人間関係の持ち方について悩んでいるとか、色々な問題をもっていることがわかれば、それをどうしていくか話し合っていく。(必要なら他機関と連絡・調整をおこなうこともある。)

調査が終了すると調査官は、少年が今後、非行をせずに、一人前の社会人に成長していくためには、どうしたらよいかを考えて、処遇意見を提出し、それも参考にして裁判官が処分を決めて少年に通知し、事件が終了することになる。審判不開始や不処分であっても、手当てがおこなわれているし、保護処分になれば、処分が決まった後にさらに教育・指導がおこなわれることになる。このことを無視して、少年は何もされずに保護だけされているというのは、事実に基づかない議論である。

4. 現行少年法への批判と少年法「改正」論議

以上をご理解いただければ、現在の少年法への批判は、そのほとんどが事実を知らずに非難しているものであることが、おわかり頂けると思う。ただそれでも、「大多数の少年事件について、現行少年法がうまく機能していることや、現場の職員が頑張っていることはわかった。し

かし、少年法の理想はわかるが、ひどいことをやっても反省がない少年、あるいは少年法の良さを悪用し、嘘をついてごまかそうとするような少年もいるのではないか。今、問題になっているのは、そういう凶悪な少年やずるい少年である。」という声があるかもしれない。そして、これが、「少年法は甘すぎるから改正しなければならない」論の代表的な主張となっているように思われる。

ところが、一部の凶悪な少年や反省のない少年に対して、現行少年法はちゃんと対応できるようになっている。先程の少年非行の取扱いの説明では、落としていたが、現行少年法は少年には「基本的に」事案中心ではなく少年の個別の要保護性に応じた教育的な処遇をおこなうことを特徴とする一方で、16歳以上であれば、家庭裁判所から検察官に逆送し、検察官が地方裁判所に起訴することもできるようになっている。言い換えると、現行少年法でも16歳以上の少年で、色々な保護処分を行ったのに非行を繰り返している少年(教育が困難と判断される少年)や事案が重大で保護の範囲を超えると判断される少年については刑事裁判手続きにかけられ、刑務所に入れられることもある。18歳以上の少年なら死刑になることさえもありうるのである。したがって単純に「少年法は甘い」とは言えない。また現実問題としても、成人と少年の共犯事件などでは、成人がとくに起訴猶予等で釈放されているのに、少年は教育的観点からとはいえ、身柄拘束を受けていることも少なくない。

そう言うとともに、「現在問題になっているのは、16歳未満で凶悪なことをやった少年を、検察官送致にできないことだ。14歳で人を殺した場合、刑事処分にまわせないので、やむを得ず少年院に送られるが、わずか数年の少年院教育で社会に戻して良いのか。その点だけでも現行少年法は、社会の要請にこたえられていないから変えるべきだ。」という主張があるかもしれない。さらに年齢について言いだせば、そもそも

特集・頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

20歳を成人年齢とし、20歳未満を少年としていることや、刑法で刑事責任を問えるのは14歳以上と規定していることについても、「問題がある」という意見もある。つまり現行の刑事責任年齢14歳、検察官に逆送できる年齢16歳、成人年齢20歳の3種類の年齢について、すべて引き下げ論が主張されている。

しかし、ご存じのように、人間の成長・発達というものは、年数だけで決まっているのではない。ある年齢の誕生日を迎えたら、突然さなぎから蝶に変わるというものではないのである。少年たちは、徐々に変化していくものだし、どんなきっかけで変化するかは様々である。さらに個人差も非常に大きく、14歳でも大人っぽい人もいれば、20歳を過ぎても子どものような人もいる。そういう中で、法律で年齢を決めるとなれば、ある程度のところに線を引かざるを得ない。どこに線を引いても、それからはみ出す人が出てくる可能性はある。しかし、大多数の人があてはまり、その年齢が社会的に定着している場合に、はみ出した事例が1件あったからといって、すぐに線引きをいじるのが本当に良いかどうかは疑問である。かえっておかしなことになる可能性が高い。

また引き下げ論に対しては、「では、どれ位引き下げれば満足するのですか」と逆に質問してみたい。「10歳でも5歳でも、犯罪は厳しく罰する。場合によっては死刑」というようにすれば満足するのだろうか。「目には目を歯には歯を」というハムラビ法典の時代から、時代を経て現代の法へと移り変わってきた歴史を逆行するようなことが、本当に正しい道なのか、きちんと考えて議論する必要がある。

成人年齢にしても、文明が進むと一人前になるまでに学ぶべきことが増えるので、成人年齢が遅くなるから、今よりも引き上げるべきだという有力な主張もある。平均寿命が50歳から80歳に延びたのだから、単純に比率でいうと、成人年齢も20歳から32歳にしても良い（50歳寿命

時代の成人を元服の15歳だとしても80歳寿命時代の成人は24歳で良い）という意見もあるし、実際に成人を20歳以上に引き上げた国もある。またもし18歳を成人にせよと言うなら、それにもなって、当然に18歳から選挙権を与えるなどの整備をはかる必要がある。いずれにしても、年齢の線引きを変えるとすれば、思いつきではなく、多方面からしっかりした検討・討論を経なければならない。

また現在法制審議会で検討中の少年法「改正」の最大の論点は、「現行少年法では、少年が否認したり事実を激しく争った場合には対応が困難なので、そういう場合には検察官と弁護士を入れて、事実認定手続きをしたらどうか」というものである。しかし、こちらも話はそう簡単ではない。

現在の少年審判は、確かに裁判官1人が、少年・保護者と向き合っている。しかし、そこで行われることは、普通にイメージされる裁判とはかなり趣を異にしている。裁判官は丁寧に少年に問いかけをし、質問も工夫してわかりやすい言葉を選んでいる。少年が少年自身の言葉で、非行事実について語るのを聞き、少年自身の認識を正確に把握した上で、法律をあてはめて何が認定できるかを判断している。捜査機関は、捜査を遂げて証拠などの資料をすべて家裁に送付することになっており、この資料と少年の話から、家裁の裁判官が1人で事実認定できるしくみになっているのが、現在の少年法なのである。（きちんとした物証があれば、少年が否認しても事実認定に困ることはない。その意味で、「事実認定が問題になる事件は、審判ではなく捜査に問題があり、物証がないのに無理に自白させた事件が、審判段階で否認されると事実認定が困難になるのだ」という日弁連の主張は基本的に正しいと思う。）

弁護士が付添人としてつく場合があるけれども、付添人は少年審判では裁判官や家裁のスタッフと協力し、少年の良い面も悪い面も理解して、

少年にとって良い処遇は何かを考えて活動することになっている。審判廷にいる、その少年に係わる大人たちが、皆で少年の更生を考えていくのが現在の少年審判であり、そのことが少年の反省や今後の意欲を引き出すことにもなっている。

もし、少年審判に検察官と弁護士が入ったら、検察官は当然、少年が「悪い」ということを立証しようとするだろう。そうなれば必然的に弁護士はその立証を崩すことに力をそそぐことになるはずだ。「少年をそっちのけにして検察官と弁護士が専門的法律用語で議論して空中戦を繰り広げることは、少年に自らの行動を振り返らせ反省させるような審判ができなくなるのではないか」という不安が真先に浮かぶ。外国語か暗号のような法律用語が飛び交い、ぼかんとしているうちに、「君は非行ありだ」とか「非行なしだ」とか言われても、そんな審判は少年にとってあまり意味がないだろう。百歩譲って今より事実認定が正確にできたとしても、現在より少年が反省し今後しっかりしようという意欲をもつとは思えない。特に言語表現の未熟な少年の場合には、検察官と弁護士の質問の微妙な言い回しの違いから、少年の言い分が二転三転することも予想され、そうなると事実認定ができて、真実からかけ離れたものになってしまう恐れさえある。

北風と太陽の例え話もあるが、北風をどんなに強く吹きつけても、旅人はコートをしっかり押さえて、ガードを固くするだけである。少年が、寒風の中で、心を閉ざすような審判ではなく、太陽で温めて心を開かせて、自ら考えさせ自ら語らせ、将来につながるような審判が望ましいのではあるまいか。それに、そもそも「事実認定には対審構造が一番良い」という神話は本当なのか、それは少年にもあてはまるのか、を検証しなければならない。しかも、事実を争ったら、身柄拘束期間が長くなるような「改正」がおこなわれたら、人権問題であり、事実上の

否認制限になってしまう。

このように、少年法「改正」は、どの論点をとってみても、簡単に勢いで変えて良いようなものではない。現行少年法と少年審判手続とをつぶさに見て、その良さも悪さもわかった上で、事実に基づいて冷静かつ科学的態度で分析・検討し、広範な議論を踏まえて、将来後悔しない「改正」をおこなうべきである。決して一部の法律家や政治家の議論だけで、拙速に「改正」を急ぐべきでないというのが、少年法「改正」にあたっての私の基本的考え方である。

もちろん、私は、少年法「改正」に何が何でも反対というわけではない。非行なしを理由とする審判不開始決定や不処分決定に一事不再理効を認めることなど、少年法には是非改正をおこなうべきところもあると思っている。

さらに、最近、大きな話題になっている被害者ケアの問題や被害者・遺族への情報開示の問題についても、改善すべき点はあると思う。ただ、これは少年法を変えればすむ問題ではなく、成人事件を含めて犯罪被害者すべてに対応できる立法が必要だと思う。

被害者の人権が踏みにじられているのは、犯人が少年だろうと成人だろうと変わるところはなく、ひどいことであるが、被害者の人権が踏みにじられているから、加害者の少年の人権も踏みにじって当然という方向は間違いである。加害少年の実名・顔写真を公表して、リンチのようなやり方で糾弾するのではなく、被害者も加害者も丁寧にケアして、すべての人の最善の利益を目指す方向が求められている。(逆に被害者の実名・顔写真報道の方こそ不必要と思う。)犯罪被害者への補償はもっと充実させるべきであるし、被害者ケアの専門機関設置やカウンセラーの充実は絶対必要である。しかし、加害者と言われる少年を調査してみると、親に虐待を受けてきた子ども、学校でいじめの被害にあってきた子どもなど、これも被害者と思える場合も少なくないことを考えると、少年へのケアも

特集・頻発する年少者犯罪と日本の労働者・国民

是非必要である。

少年法は、少年が犯罪を犯してしまった後の手続きをどうしていくかを定めた法律である。不幸にして被害が出てしまったら、なるべくその被害を拡大しないようにして、少年に被害者の気持ちを理解させて、その後に生かさせることが大切である。そういう理念のもと、後見的・教育的・福祉的機能を司法の中に取り入れ、戦後約50年にわたって有効に機能してきた日本の少年法は、世界的に高い評価を得ている。(欧米などでは、少年法を成人の刑事裁判に近づけ、厳罰化をはかったが、少年非行の増加と凶悪化は日本の何倍もという状態であり、頭を悩ませている。)我が国の少年法の現在の姿をしっかり見て、その理念を充実・発展させる方向に進んでいくことが大切である。

そのためには、たまたま非行があつて家裁に呼ばれた将来ある少年が、正しい道を歩いていくきっかけとなる手当が十分できるように、裁判官・調査官・書記官はじめ少年事件に関わるすべての職員が、時間的なゆとりをもって質の高い仕事ができるようにしていく必要がある。我々は、日々の仕事の中で、1人ひとりの少年の更生に全力をあげるとともに、真に少年のため、国民のための家裁の実現を目指して、家裁の人的・物的充実をはじめとする要求前進に全力をあげる覚悟である。皆様のご指導ご支援をよろしくお願いいたします。

5. おわりに

毎日、少年と保護者が家裁にやってくる。少年の生い立ちや生活環境を聞いてみると、「よくこの程度の問題行動でおさまっているな」と感じることも少なくない。自分がこんな育ちだったら、もっと悪くなっていたと思うこともしばしばである。

けれども、いくら少年が可哀相でも、犯罪を犯せば叱らざるを得ないし、相当の処分もせざるを得ない。盗んでも、人に怪我させてもたい

した処罰はないと思わせることは、少年の長い将来にとって不幸だと思われるからである。わからなければ嘘をついてごまかしてしまうという考えも通してはいけない。

ただ、繰り返しになるが、それは厳罰にすれば懲りるというような単純な話ではない。今まで、醜い目にあい理不尽だと思ったことを、訴える場がなかったり、訴えても大人に聞いてもらえなかった少年の話をきちんと向かい合っただけではない。これからは、自分も社会の一員として頑張ってみよう。」という決心をさせなければ、少年は変わらない。

一方で、少年がいくら気の毒でも、私たちは非行少年を全員引き取って自分で教育することまではできない。せいぜい、傍らに立ってあげられるだけというジレンマもある。

毎日調査で少年や保護者と話し合い、一緒に考えて、なんとかその少年が良い方向に向かい、二度と家庭裁判所に来ないようにしてほしいという気持ちで頑張っているつもりであるが、少年は十数年間の家庭や学校や地域での生活の蓄積で、現在の姿になっているのであるから、これをわずかな時間で変えることは難しい。ただ調査の場面で、少年の道筋が1ミリでも良い方に変わり、それが将来大きな違いとなってくれることを祈って日々を過ごしている。少年が将来、過去を振りかえって、「ああ、家裁でこんなことを考えたな。」とふと思いだしてくれたら幸せである。

現場でのたたかいは終りはない。今後とも現行の制度の中で、毎日1人ひとりの少年と向き合っただけではない。少年を理解し、愛情をもって接しながら、少年が自ら更生していくのを応援するという姿勢を続けたい。それと平行して、よりよい少年法・少年審判を求めて、建設的な議論にも参加していきたいと思っている。

少年法の主人公は少年であることを常に忘れずに……。 (少年非行問題研究家)